

平成 28 年度文部科学省受託事業

**職業実践専門課程における
分野横断的な第三者評価の仕組み**
～教育の質保証・向上への提案～

特定非営利活動法人
私立専門学校等評価研究機構

本書の作成目的

- 平成 25 年 8 月、教育課程編成等において企業等との連携体制を確保し、先導的な実践的職業教育を行うための 8 つの要件を具備した「職業実践専門課程」の認定制度がスタートした。
- 課程の認定にあたっては、質保証の仕組みとして、「学校関係者評価」の実施と結果の公表が要件となっている。
- 平成 27 年度の職業実践専門課程の実態等に関する調査研究結果の分析によると各要件について認定後においても取組・改善を充実させていくことが重要な課題であるとされ、企業等との連携による実習演習等認定要件の実践による教育の充実や高度化を図るとともに教育の質保証・向上について一層の取組が求められている。
- 一方、実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化を提言した教育再生実行会議第五次提言では「専修学校専門課程（専門学校）は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていない」という課題が指摘された。
- 教育理念・目標の達成に向けた教育課程編成、教育活動、学修成果、認定要件が求める教育成果の達成など「教育の質」を評価し保証するためには、自己評価及び学校関係者評価のみでは客観性、公正性の観点から十分ではなく、第三者評価の必要性が専門学校関係者及び専門学校に関わる外部の関係者等から指摘されている。
- 本書は平成 26 年度から継続している文部科学省委託事業「職業実践専門課程の分野別第三者評価」において文部科学省が示した職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性を基本に 11 分野のコンソーシアムの事業成果をもとに「分野横断的な第三者評価の仕組み」として取りまとめたものである。
- 本書は、それぞれに異なる特性を有する分野の評価を共通項で捉え、職業実践専門課程の認定要件の実施状況と向上への取組を評価することを主要事項とし、各学校が自己評価で取組んでいる「専修学校における学校評価ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）との関連性を整理しながら、評価基準項目例、評価業務の進め方、評価組織のあり方など第三者評価の仕組みを基本設計として作成している。
- 本書の作成の趣旨をご理解のうえ、専門学校における第三者評価の仕組みとして専門学校関係者及び専門学校に関わる多くの方々に参考として活用いただき、専門学校教育の社会的評価向上の一助となれば幸いである。

平成 29 年 2 月

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

目 次

- 1 専門学校の学校評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 学校評価制度の概要
 - (2) 学校関係者評価と第三者評価
- 2 分野横断的な第三者評価の仕組みの方向性・・・・・・・・ 4
 - (1) 職業実践専門課程における第三者評価の在り方
 - (2) 11 の分野の評価への取組と分野横断的な仕組みの構築
- 3 第三者評価システムの基本構造・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 評価の観点とシステムの構築
 - (2) 評価基準の体系
 - (3) 分野横断的な第三者評価の仕組みに関する諸課題
- 4 第三者評価基準モデル・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 評価項目・評価基準
 - (2) 評価結果の最終表現
 - (3) 評価のサイクル
- 5 第三者評価の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1) 評価業務の手順
 - (2) 評価委員の要件及び育成
 - (3) 評価の実施体制
 - (4) 評価結果の公表
- 6 第三者評価組織のあり方・・・・・・・・・・・・ 25
 - (1) 評価組織設置の必要性
 - (2) 評価組織運営の課題
- 7 質保証の定着に向けて（まとめ）・・・・・・・・ 27
 - (1) 求められる質保証・向上
 - (2) 公的助成の必要性
 - (3) 社会的信頼の定着

1 専門学校の学校評価制度

(1) 学校評価制度の概要

① 専修学校設置基準の改正

専門学校では、平成 14 年の専修学校設置基準改正で第 1 条の 2 に「教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。」とし、「点検及び評価の結果について、当該専修学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。」と規定されたのが評価の出発点である。

② 学校教育法の改正

その後、平成 19 年に改正された学校教育法第 42 条において自己評価が義務化されるとともに、学校関係者評価が努力義務と定められ、学校評価に関する規定が整備された。

③ ガイドラインの制定

平成 24 年 3 月、専修学校における学校評価の実施状況の調査結果により、専修学校教育の特長を活かした学校運営や教育活動等の質の向上を図るためには、学校評価を促進させる必要があり、そのためには、学校評価の具体的な実施方法、進め方を明確に示すガイドラインの策定が課題となったことから、平成 25 年 3 月、「専修学校における学校評価ガイドライン」が策定され、公表された。

このガイドラインにおいて学校評価の具体的な実施方法等が明確に示されたことにより、専門学校はガイドラインに基づいて、学校評価に取り組んでいる。平成 27 年の文部科学省調査結果（私立高等学校等実態調査）によると自己評価 76.9%（公表 53.2%）、学校関係者評価 44.7%（公表 35.9%）の実施率となっている。

【ガイドラインに示された評価項目の設定例】

- I 教育理念、目的、人材育成像（理念・目的、人材育成像）
- II 学校運営（法人運営、学校運営）
- III 教育活動（カリキュラム、教育の方法、教育の評価、成績評価、資格試験、教員の組織、職員の組織、各部・課間の連携）
- IV 学修成果（入学者の状況、中途退学者の状況、卒業生の状況）
- V 生徒・学生支援（進路・就職対策、学生相談、経済支援・健康管理、中退対策（保護者との連携等）、卒業生・社会人への支援対策）
- VI 教育環境（施設・設備、機材・備品、インターンシップ・実習等の環境、危険管理と危機管理）
- VII 生徒募集（学生募集広報）
- VIII 財務（財務状況、監査、財務状況の情報公開）
- IX 法令等の遵守（法令遵守の状況、適切な学校評価の取組）
- X 社会貢献・地域貢献（社会貢献等の取組）

※このほか必要に応じて「国際交流（留学生の受入れ等における適切な管理、国際交流の状況）」の項目を追加する。

(2) 学校関係者評価と第三者評価

① 自己評価と学校関係者評価

「自己評価」は学校評価の基本であり、その確実な実施と結果公表は重要である。

「学校関係者評価」は、法的には努力義務であるが、職業実践専門課程の認定要件となっているおり、ガイドラインでも自己評価結果の客観性・透明性を担保するためには、学校関係者評価への取組が必要であると推奨している。

自己評価及び学校関係者評価の実施を通し、継続的に学校運営、教育活動等の改善を図ることは、専門学校における内部質保証の重要な仕組みとして位置づけられている。

② 第三者評価の必要性

第三者評価は、大学、短期大学、高等専門学校においては、平成 14 年の学校教育法改正により認証評価制度として導入されている。

また、専門職大学院は制度の創設時から機関別評価に加え分野別評価を実施している。さらに、新たに設置される「専門職大学」(仮称)においても分野別評価も視野においた評価の仕組みが検討されている。

高等教育機関に位置づけられている専門学校では、第三者評価は法令上規定されていないが、自主的な取組みとして、平成 19 年から私立専門学校等評価研究機構が実施する第三者評価の受審に取組む積極的な専門学校もある。

第三者評価制度導入の背景としては、認可制度の規制緩和による準則主義の課題、単位の互換性の根拠、グローバル化への対応などが挙げられている。

職業実践専門課程においても、自己評価及び学校関係者評価の実施結果に対し、客観性、公平性、透明性を担保するために定期的に第三者評価を受審することは、社会的な認知、適切な評価を得るために意義があることである。

【用語解説】(文部科学省:「専修学校における学校評価ガイドライン」より)

自己評価 各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動その他の学校運営の状況について行う評価

学校関係者評価 生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校等、保護者・地域住民、所轄庁等の学校関係者などを、学校自らが選任し、構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

第三者評価 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした、当該学校から独立した第三者が、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、当該第三者が設定する評価基準に基づき、専門的・客観的視点から行う評価

2 分野横断的な第三者評価の仕組みの方向性

(1) 職業実践専門課程における第三者評価の在り方

① 分野ごとに異なる教育内容

専門学校課程は、専修学校設置基準でそれぞれ目的に応じた8つの分野に区分されている。また、1分野の中でも職業の種類別にみれば多種多様であり、学校基本調査における調査票に記入すべき職種類別を見ると62種類に及んでいる。このような専門学校を評価する場合は、学校運営及び教育の基本組織など分野に共通する基本事項の評価に加えて、それぞれの分野の特性に応じた評価が必要となる。

② 文部科学省が示す職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性

「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」において、第三者評価に関しては、以下の（Ⅰ）及び（Ⅱ）を踏まえて実施する。その際、各コンソーシアムの枠組を生かしながら、産業界等が参画する評価体制の下で、それぞれの取組状況を適宜確認・評価することで、より効果的・効率的な取組とすることが求められる。

【事業実施にあたり文部科学省から示された方向性】

（Ⅰ）自己目標の設定

- 認定課程ごとに、学生の学修成果を中心とした目的・目標を社会との接続の観点を含めて具体的に設定する。目的・目標は、分野の特性を踏まえた職業実践的な教育に適したものとする。
- 目標として設定する指標は、ある程度分野共通的なものとなることを意識した上で、個別の分野に即した具体的な指標を設定する。
(指標の項目例：資格取得、進路状況、離職率、企業等からの評価 等)
- ※ 資格取得や進路状況等については、各分野において、分野共通の数値目標を設定する必要は必ずしもないが、各認定課程が、独自に数値目標を設定することは推奨される。
- 設定された目標の水準は、各分野の中で比較できるような枠組み（資格制度、職業能力評価基準等）と関連付けることが期待される。
(さらには、分野間等で相互に比較できるような資格枠組みの将来的な構築も視野に。)
- ※ 当該分野において、参照に適した既存の枠組みがない場合には、日本技術者教育認定基準等を参照のうえ、分野の特性を踏まえた共通目標を設定する。

（Ⅱ）第三者評価の実施

職業実践専門課程としての要件を満たしつつ、学校が設定した目的・目標を達成できているか（目的・目標の適切性に関する評価も含む）について、社会との接続の観点を含めて評価を行う。

【評価の手法】

評価委員の構成は5名程度（有識者／専門学校関係者／業界関係者等）とする。

- ※ 評価委員構成の工夫や、評価に係る評価委員（評価主体）の質の向上方策を含め、評価体制の充実の在り方について検証を進める。

【評価の観点】

(1) 設置基準等

専修学校設置基準等の適合性を確認し、評価。(以下、例示略す)

(2) 職業実践専門課程認定要件

職業実践専門課程の各認定要件の適合性を確認し、評価。(以下、例示略す)

(3) 学修成果等

認定課程が目的・目標に設定している学修成果等が達成できているかどうかを評価。

・職業実践専門課程認定要件に係る教育内容等 (以下、例示略す)

・上記以外の教育内容等 (以下、例示略す)

※ 当該分野共通の目標を達成するために必要な内容を、分野共通の評価項目として具体的に設定する。

(4) 内部質保証

機関内部の質保証の取組や手続きを整備し、それが機能しているかを評価。

※ 内部質保証に係る第三者評価としては、自己評価及び学校関係者評価が適切に機能しているかの評価を行うことを志向しつつ、そのことと併せて、自己評価及び学校関係者評価による個別項目に係る評価について、それらの評価(評価項目・評価手法・根拠資料の活用方法等の在り方を含む)の充実に向けた指導的な役割も期待されていることに留意する。

※ 目的・目標の設定とそれらの達成状況等についての評価は、認定課程とともに、学校全体を見据えたものについても行うよう努めるものとする。

※ 機関別評価及び分野別評価の組み合わせも含めた第三者による質保証の将来的な進め方については、本事業による第三者評価の実施状況等を踏まえて検討するものとする。

(2) 11 の分野の評価への取組と分野横断的な仕組みの構築

① 各コンソーシアムによる取組

平成 26 年度から事業開始された「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組推進事業」(以下「当該事業」という。)は、当初、8 分野においてそれぞれの関係企業・団体等がコンソーシアムを組織し取組んだ。

初年度は第三者評価の仕組みづくりとして、関係企業・団体への調査、学修成果の指標となるスキル等の基準の標準化など基礎的な調査研究を行い、評価項目・評価基準、評価方法、評価表現などモデル実施の準備として必要な仕組みがそれぞれのコンソーシアムにおいて検討された。

各分野の評価項目・評価基準は、おおむねガイドライン、文部科学省の示した方向性に沿った評価の仕組みとなっているが、評価項目・評価基準における分野特性の捉え方、評価表現、結果公表の考え方など一部に相違する点も見られる。

② 分野横断的な仕組みの構築

平成 27 年度からは 3 分野が加わり、平成 26 年度の取組みを基礎に、主にモデル評価を実施し、実施結果の取りまとめとその検証が行われた。

当該事業ではそれぞれのコンソーシアムにおける共通する部分や課題の整理、解決方法など情報を共有するために連絡調整会議を開催し現状報告や意見交換などを行った。

その後、他の分野に第三者評価の仕組みづくりを拡大させるとともに、ある程度評価の水準の均一化を図るためには、職業実践専門課程も含めた専門課程全般に活用できる「分野横断的な第三者評価の仕組み」を構築することが必要であるとの認識から、各コンソーシアムの第三者評価の取組みに共通する事項を「共通事項」として整理した。

今回とりまとめた「分野横断的な第三者評価の仕組み」は、あくまでも、昨年度整理した共通事項を基礎に、11 コンソーシアムの事業成果に文部科学省が示した方向性、有識者の意見等を踏まえとりまとめたものである。(11 コンソーシアムは、7 ページのとおり)

③ 「分野横断的な第三者評価の仕組み」の内容

今回とりまとめた「分野横断的な第三者評価の仕組み」は、次の内容で構成している。

・第三者評価基準モデル

評価項目・評価基準

評価の最終表現

評価のサイクル

・第三者評価の進め方

評価の手順

評価委員の構成、要件、育成

・評価結果の公表

④ 各分野等における応用の留意点

専門学校教育では、例えば実習などにおいて、関連する企業等が求める水準、国家資格等の指定養成施設の指定基準など養成する人材像に応じて異なった内容の教育が行われている。

このことから、今回示す分野横断的な第三者評価の仕組みは、各分野に共通する評価項目・評価基準、分野特性に応じて応用する部分の両方を含んでいる。

仕組みの内容に沿って取組み際の留意点は次のとおりである。

・**第三者評価基準モデル**：今回例示した評価項目及び評価基準は、職業実践専門課程の認定要件である自己評価、学校関係者評価の実施がガイドラインに基づく評価項目であることから、次に示す第三者評価標準モデルにおける大項目にはガイドラインと同様の項目を置き、中項目の一部と小項目は参考例として、各分野でカスタマイズして実施できるように示している。

・**第三者評価の進め方**：評価手順及び評価委員の選任はおおよそ各分野に共通する事項であり参考として活用できるようにしている。

・**第三者評価結果の公表**：評価結果は原則公表としている。評価の透明性を高める上でも受審校にあらかじめ十分趣旨を説明の上、公表することが望ましい。

**「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」事業
分野別第三者評価 採択先一覧（平成28年7月1日採択）**

No.		事業名	実施機関
1		自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について	全国自動車大学校・整備専門学校協会
2		情報・IT系職業実践専門課程における第三者評価の評価基準・体制の構築	学校法人岩崎学園 情報科学専門学校
3		ゲーム・CG分野職業実践専門課程の質向上を目標とする教員養成及び第三者評価の拡充	学校法人中央情報学園 早稲田文理専門学校
4		柔道整復師養成施設での職業教育分野別第三者評価モデル事業	公益財団法人 柔道整復研修試験財団
5		理学療法・作業療法の職業実践専門課程の第三者評価等に係る先進的取組の推進	学校法人福田学園 大阪リハビリテーション専門学校
6		職業実践専門課程の調理師養成分野における質保証・向上を推進するための第三者評価システムの構築と評価モデル開発	公益社団法人 全国調理師養成施設協会
7		美容分野第三者評価試行の成果の普及および職業教育の国際通用性を高めるための調査・研究	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
8		介護福祉士養成教員に特化した第三者評価項目に基づく各養成施設への評価実施とその成果実証	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校
9		ホテル専門学校における職業実践専門課程の第三者評価の構築	学校法人日本ホテル学院 専門学校日本ホテルスクール
10		ファッション分野における職業実践専門課程の質保証の評価を推進する事業	学校法人文化学園 文化服装学院
11		動物系職業実践専門課程における第三者評価及び評価者養成の実践と検証	一般社団法人 全国動物専門学校協会
12		職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価の調査研究及び仕組みの基本設計	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

3 第三者評価システムの基本構造

(1) 評価の観点とシステムの構築

① 文部科学省が示す評価の観点のシステム化

文部科学省は当該事業の方向性の中で評価の観点として以下の4点を挙げている。

- 設置基準等の基準との適合性
- 職業実践専門課程の各認定要件との適合性
- 学修成果等についての目標設定と達成度の評価
- 内部質保証の体制、機能の評価

以上の観点について、具体的な評価方法についての考え方は、以下のとおりである。

i 設置基準等の基準との適合性の評価

専修学校設置基準との適合性の評価は、エビデンスについて施設内容、教職員体制（名簿）など指定様式化すること、評価をする際に、チェックリストを作成することなど省力化、効率化を図るよう工夫する。

ii 職業実践専門課程の各認定要件との適合性の評価

職業実践専門課程の認定要件の評価では、企業等との連携による実習・演習等、教員の研修などについては連携先との協定書や実績、成績評価方法など実践的な職業教育を担う制度の趣旨に踏まえた確認とさらに向上への取組が必要となる。

特に教育課程編成委員会、学校関係者評価委員会などそれぞれ委員からの意見等についての学校側の対応について適切に評価できるよう、項目、意見内容、課題、解決の方向、改善結果などわかりやすくまとめた資料の提出をあらかじめ依頼し、提出された資料を基に評価を行う。

iii 学修成果等についての目標設定と達成度の評価

学修成果の評価は、単に就職率、資格取得率等の数値目標の達成度のみの評価では不十分であるといわれている。

学修成果の評価は、まず、教育理念や目標に従って編成した教育課程の内容、講義、実習、演習などの実施状況などの教育活動の成果について、その達成度合いを評価することが基本となる。

成績評価・修了認定では、例えば医療分野における臨床技能の修得を評価する OSCE(オスキー)による評価の導入など多様な方法による評価へのアプローチが必要となる。

その上で、就職、資格取得などの成果目標の達成度の評価がある。さらに一步進めて、学んだ知識・技術、技能、態度が、職場などで十分発揮できているかについて、学生の卒業後の状況を適切な方法で把握することが最近の第三者評価では重要視されている。

※OSCE(オスキー)：「Objective Structured Clinical Examination」の頭文字を取ったもので、判断力・技術力・マナーなど実際の現場で必要とされる臨床技能の習得を評価するもので「客観的臨床能力試験」と訳されている。

iv 内部質保証の体制、機能の評価

内部質保証とは、大学基準協会の定義では、PDCAサイクル等を適切に機能させることにより質の向上を図り教育活動等が適切な水準であることを自らの責任で説明し証明していく継続的なプロセスであるとされている。大学基準協会が設定した内部質保証に対する点検・評価項目は、以下のとおりである。

【基準2 内部質保証の点検・評価項目：大学基準協会】

- ① 内部質保証のための全学的な方針と手続きを明示しているか。
- ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。
- ③ 方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。
- ④ 教育研究活動、自己点検・評価、その他諸活動の取り組みを適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

当該事業の方向性において文部科学省は、内部質保証は機関内部の質保証の取組や手続きを整備し、それが機能しているかを評価することとしている。

また、内部質保証にかかる第三者評価としては、自己評価及び学校関係者評価が適切に機能しているかの評価を志向しつつ、そのことと併せて、自己評価及び学校関係者評価による個別項目にかかる評価について、それらの評価（評価項目・評価手法・根拠資料の活用方法等の在り方を含む）の充実に向けた指導的な役割も期待されていることに留意することとしている。

分野横断的な第三者評価では、自己評価及び学校関係者評価を通じた改善の仕組みについての規程の整備、評価活動の組織化の状況、評価結果を活用し改善する仕組みを具体的に確認できる資料・エビデンスの提出を求め、PDCAサイクルの学校内の機能状況について評価することになる。

② システム構築における留意事項

これらの4つの観点に基づく第三者評価のシステム構築の方向性において、認定課程(学科)とともに学校全体を見据えたものとして行うよう努めることが求められている。

このことから、原則としては、学校全体を評価するものとするが、学校運営など全体にかかる評価は学校全体で評価し、教育活動については当該学科を中心に評価する方法もあると考えられる。

また、評価において、特に大学の認証評価では学校全体を評価する機関別評価、専門分野を単位として行う分野別評価という概念があるが、ここではその組み合わせなどは考慮せず、あくまでも主に職業実践専門課程の質を保証する仕組みとしての第三者評価に必要な基準等について構築することを基本とする。

以上のことから、「分野横断的な第三者評価の仕組み」の構築にあたっては、学校評価ガイドラインを基礎に評価項目・評価基準を体系的に整理し、評価手順等について各分野が取捨選択して各々の評価システムを構築することができようようにした。

(2) 評価基準の体系

① 分野横断的な第三者評価基準の構成

前記(1)に述べた事項を踏まえ、分野横断的な第三者評価基準のモデルとして、13ページ以下に示すものは、次の構成で組み立てられている。

○実践的職業教育機関としての教育活動等に関する情報提供や文部科学省から示された方向性の観点等を考慮し、評価項目を大きな括りとして区分し、その順序を「Ⅰ教育活動と学修成果」、「Ⅱ教育環境等」、「Ⅲ内部質保証」、「Ⅳ学校運営」としている。

○これらの区分に属する大項目として、教育活動と学修成果には、「1教育目標」、「2教育活動」、「3学修成果」を配置している。教育環境等には、「4教育環境」、「5学生支援」を配置している。内部質保証には「6内部質保証」を配置している。学校運営には、「7学校運営・財務」をそれぞれ基本的な項目として配置している。

なお、特に必要がある場合、任意に大項目を追加設定することも可とする。

○中項目は、いずれの分野においても共通する評価項目と専攻分野において求める内容がそれぞれ異なる評価項目に分けて設定している。

これらの項目には、法令や認定要件等で学校が適切な対応をとるよう定められた項目、また、教育活動や学校運営上必要と考えられる項目を例示している。

○小項目は、分野の特性に応じ、多様な取扱いが想定されるため、1から2項目を例示として示している。

② 評価基準のモデル設定の考え方

この第三者評価基準のモデルは、下記の考え方で設定している。

○分野ごとの教育内容の特性や職業実践専門課程の認定要件に対する各学校の取組みを明確にすることにより、実践的な職業教育機関としての教育活動等の内容をアピールできるような評価を目標とする。

○文部科学省から示された方向性の観点に基づき第三者評価基準のモデルを設定している。

○職業実践専門課程を設置している学校の自己評価及び学校関係者評価は、ガイドラインに準拠し行っている。また、11分野のコンソーシアムにおけるモデル評価の評価基準が概ねガイドラインに沿って設定されていることから、ガイドラインとの関連性を踏まえながら整理する。なお、ガイドラインとの関連性は下記③のとおりである。

③ ガイドラインとの関連性

ガイドラインに基づく評価項目は、教育の質の改善、社会に対する説明責任、学校にお

けるガバナンス改善に向けて取組めるように設定されており、職業実践専門課程において実施されている自己評価と学校関係者評価を通じて定期的に点検が行われる事項である。

PDC Aサイクルに基づく内部質保証を進めるためには、学校運営全般にわたりバランスよく配置したこれらの評価項目が必要であるが、分野横断的な第三者評価においては、分野特性に応じ教育活動とその成果を測ることに重点をおいて評価することが求められる。

このため、分野横断的な第三者評価基準のモデルにおいては、ガイドラインの評価項目をベースにしつつ、特に大項目 1～4 の中項目では専攻分野の教育の特色を確認するための項目を重点的に設定している。

また、大項目 5～7 の中項目でも、学校として適切な水準を担保するために必要な評価項目を整理している。

なお、分野横断的な第三者評価基準のモデルとガイドラインの評価項目は、12 ページの一覧表に掲げたとおりである。

(3) 分野横断的な第三者評価の仕組みに関する諸課題

① 不適合と判定された場合等の取扱い

今回示した分野横断的な第三者評価の課題の一つとして、評価後の対応に関する課題がある。例えば、「不適合」と判定された場合、「適合」と判定されたが改善すべき事項がコメントされた場合の取扱いが挙げられる。

新たな大学評価の仕組みでは、不適合の評定の場合は一定期間ののち、追評価の機会が与えられている。また、適合であっても問題点がある場合は改善報告を求めている。これは評価機関に改善を支援する役割があるという理由からであり、職業実践専門課程の評価機関においても同様な役割と果たすべき機能が組織的に求められるが、この点は今後の課題としたい。

② 財務評価の取扱い

財務評価は、学校運営の継続性・安定性を見る上では不可欠であり入学を希望する者にとって学校選択のためには重要な情報であるといえる。

評価の観点として、第一に財務基盤の評価がある。具体的には対象の学校と設置法人が教育目標と整合性を図った中長期的計画と連動した財務運営計画を策定し、運用しているかについて評価する。第二は予算及び計画に基づく適正な執行管理状況を評価する。第三に私立学校法及び寄附行為に基づく監査実施と財務情報に公開状況の評価が挙げられる。

財務の評価は、学校法人会計基準に則った評価が必要であり、専門性が高く公認会計士の評価委員を確保する必要がある。さらに、正確で公正性の観点から言えば、複数の専門評価委員による専門委員会の設置など財務の評価体制の構築が今後の課題である。

分野横断的な第三者評価基準モデルと文部科学省ガイドラインの評価項目

区分	分野横断的な第三者評価基準モデル (素案Ver.3)	
	大項目	中項目
教育活動と成果	1 教育目標	教育理念・目的
		育成人材像と関連業界の人材ニーズ
	2 教育活動	教育理念、目的に沿った教育課程の編成・実施方針
		専攻分野における企業等との連携体制を確保した教育課程の編成
		専攻分野における実践的な職業教育の実施
		授業評価
		成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準
		教員の組織体制
		実務に関する企業等と連携した研修
		入学者の受入れ方針
3 学修成果	入学者の募集、入学選考	
	専攻分野における就職率の向上と取組の成果	
	専攻分野における資格取得率の向上と取組の成果	
	退学率の低減と取組の成果	
	専攻分野の教育活動における目標と取組の成果	
教育環境等	4 教育環境	卒業後の専攻分野におけるキャリア形成への適応性、効果
		卒業生の専攻分野における社会的評価
		専攻分野における教育上の必要性に対応した施設・設備
	5 学生支援	専攻分野における実習施設、インターンシップの場等
		学校における安全管理
		学生の就職等進路
		学生の健康管理
	6 内部質保証	学生生活支援
		学生相談
		卒業生への支援
学校評価の実施と結果の公表		
7 学校運営・財務	学校評価に基づく改善の取組	
	教育情報の公開	
	関係法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な学校運営	
学校運営	運営方針・事業計画・予算	
	学校運営組織の整備	
	財務運営	

(大項目 7)

(中項目 32)

文部科学省・専修学校における学校評価ガイドライン [別添5:自己評価における評価指標・観点・参考資料一覧表(イメージ案)]	
大項目	中項目
I 教育理念、目的、人材育成像	教育理念・目的
	人材育成像
II 学校運営	法人運営
	学校運営
III 教育活動	カリキュラム
	教育の方法
	教育の評価
	成績評価
	資格試験
	教員の組織
	職員の組織
	各部・課間の連携
IV 学修成果	入学者の状況
	中途退学者の状況
	卒業生の状況
V 生徒・学生支援	進路・就職対策
	学生相談
	経済支援・健康管理
	進路・就職対策
	中退対策(保護者との連携等)
VI 教育環境	卒業生・社会人への支援対策
	施設・設備
	機材・備品
	インターン・実習等の環境
	危険管理と危機管理
VII 生徒募集	学生募集広報
VIII 財務	財務状況
	監査
	財務状況の情報公開
IX 法令等の遵	法令遵守の状況
	適切な学校評価の取組
X 社会貢献・地域貢献	社会貢献等の取組
XI 国際交流 (必要に応じて)	留学生等の受入れ等における適切な管理
	国際交流の状況

(大項目 11)

(中項目 33)

4 第三者評価基準モデル

(1) 評価項目・評価基準

I 教育活動と学修成果に関する評価項目

基準1 教育目標

それぞれの学校は教育を実践する上での理念と目的を持ち、どのような人材を育成するかということについて基本的な考えを持って教育活動を展開している。教育目標の項目では専門分野の特性を踏まえた職業教育とその理念等の普及浸透の状況について確認し評価する。

中項目	小項目
1-1 教育理念・目的	○教育理念を定め、広く周知を図っているか ○教育目的を定め、広く周知を図っているか
1-2 育成人材像と関連業界の人材ニーズ	○育成人材像が明確であり、関連業界の人材ニーズに適合しているか

基準2 教育活動

専門学校の職業実践専門課程は、業界の人材ニーズを的確に把握し、修業年限に応じた知識・技能等の水準を到達目標として教育課程を編成し、その教育を確実に実践するために、専門教員の確保と研修、成績評価を含む教育体制の整備を図るよう求められている。また、教育活動を継続的に行うために、求める学生像に基づく入学者の受入れ方針を明確にして募集活動を行う必要がある。教育活動の項目では、分野によって幅がある教育活動全般について、その取組状況を具体的に確認し評価する。

中項目	小項目
2-1 教育理念、目的に沿った教育課程の編成・実施方針	○教育理念、目的に沿った教育課程の編成・実施方針を定めているか ○企業等の人材ニーズに対応した目標設定を行っているか
2-2 専攻分野における企業等との連携体制を確保した教育課程の編成	○教育課程編成委員会及び企業等との連携体制を確保して教育課程が編成されているか ○教育課程を体系的に編成しているか ○実践的な職業教育を行う視点で企業等との連携体制を確保し、教育内容・教育方法・教材等を工夫しているか
2-3 専攻分野における実践的な職業教育の実施	○企業等と連携して実習、実技、実験又は演習等を行っているか

2-4 授業評価	○授業評価の実施体制を整備し、実施しているか ○評価結果を分析の上、各教員にフィードバックし、授業改善等に活用しているか
2-5 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準	○成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準が明確に定め、適正に運用しているか
2-6 教員の組織体制	○専攻分野における資格・要件を備えた教員を確保しているか
2-7 実務に関する企業等と連携した教員研修	○教員の専攻分野における実務に関する研修等を企業等と連携して組織的に行っているか ○授業及び指導力等を修得・向上するための研修等を企業等と連携して組織的に行っているか
2-8 入学者の受入れ方針	○求める学生像、入学者の受け入れ方針を明確に定め、公表、周知しているか
2-9 入学者の募集、入学選考	○入学者の募集活動を適正かつ効果的に行っているか ○入学選考基準を明確に定め、適正に運用しているか

基準3 学修成果

専門学校の職業実践専門課程は、認定課程ごとに学生の学修成果を中心とした目的・目標を設定して教育活動を行っている。その目的・目標では資格取得率や就職状況など具体的な数値で測ることができる成果だけでなく、企業が求める専門知識・技能等に加え職業人としての自覚を身につけることなども求められており、多様な視点から学修成果の達成状況を把握し、今後の教育活動の改善に活用する必要がある。学修成果の項目では、専門学校教育における種々の実績とともに、卒業後のキャリア形成や社会的活動の状況についても確認し評価する。

中項目	小項目
3-1 専攻分野における就職率の向上と取組の成果	○就職率は意図している水準にあるか ○就職率の向上を図り、取組の成果を上げているか ○就職率について結果を分析し、就職指導・支援の改善を図っているか
3-2 専攻分野における資格取得率の向上と取組の成果	○資格取得率は目標とする水準にあるか ○資格取得率の向上を図り、取組の成果が上げているか ○資格取得率について全国平均などと比較分析し、教育活動及び学生支援の改善を図っているか
3-3 退学率の低減と取組の成果	○退学率は目標とする水準にあるか ○退学率は低減を図り、取組の成果を上げているか

	○退学率及び退学要因を分析し、教育活動及び学生支援の改善を図っているか
3-4 専攻分野の教育活動における目標と取組の成果	○学生が身に付ける学力、資質・能力、養成しようとする人材像等の目標に対して、取組の成果を上げているか
3-5 卒業後の専攻分野におけるキャリア形成への適応性、効果	○卒業生や就職先等の関係者に、卒業時の知識・技能の卒業後のキャリア形成への適応性、効果などについての意見聴取を行っているか ○卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果を教育活動の改善に活用しているか
3-6 卒業生の専攻分野における社会的評価	○就職先等の関係者から、卒業生の活動実績を意見聴取するなど状況把握を行っているか ○卒業生の活動実績等を踏まえ、教育活動等の改善を図っているか

II 教育環境等に関する評価項目

基準4 教育環境

教育計画に基づく日々の活動を円滑に進めるためには、専修学校設置基準や養成施設指定規則等に基づく施設・設備の基準を満たすことはもとより、分野に応じて教育運営に支障を生じさせないように教育環境を維持する必要がある。とりわけ、職業実践専門課程においては企業等との連携を密にして実習や演習等の場を用意し、教育課程を着実に実施できる体制を整備することが重要である。また、不測の事態に備え、学校保健安全法に基づく学校安全の確保等への取組も求められる。これらの教育環境の整備状況について確認し評価する。

中項目	小項目
4-1 専攻分野における教育上の必要性に対応した施設・設備	○施設・設備は教育上の必要性に対応できるよう整備しているか ○専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を図書館に配架し、学生に必要なに応じ閲覧できるような環境を提供しているか
4-2 専攻分野における実習施設、インターンシップの場等	○企業等と連携して、実習施設・インターンシップの場等の教育体制を整備しているか ○実習等に関し企業等との連絡・相談体制を整備しているか
4-3 学校における安全管理	○学校における安全管理体制を整備し、適切に運営しているか
4-4 防災に対する組織	○防災に関する組織体制を整備し、適切に運営しているか

基準5 学生支援

専門学校においては、就職活動など学生ひとり一人の進路への支援・指導体制を整備しなければならない。また、健康管理を適切に行い、経済的事情をはじめ、学生の様々な問題に対応する相談体制を整備するとともに生活面での支援を図り、快適な学生生活の中で学業に励めるように環境を整えることも必要である。更に、卒業後の知識や技能向上などスキルアップのための支援も、関連業界との連携を図りながら行っていくことが求められている。これらの学生支援に関する取組について確認し評価する。

中項目	小項目
5-1 学生の就職等進路	○就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか
5-2 学生の健康管理	○学生の健康管理を行う組織体制を整備し、適切に運営しているか
5-3 学生生活の支援	○学生の経済的側面に対する支援制度を整備し、適切に運用しているか ○課外活動に対する支援制度及び体制を整備し、適切に運用しているか
5-4 学生相談	○学生相談に関する体制を整備し、適切に運営しているか ○保護者と適切に連携しているか
5-5 卒業生への支援	○卒業生への支援体制を整備し、適切に運営しているか ○社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備し、適切に運営しているか

Ⅲ 内部質保証に関する評価項目

基準6 内部質保証

専門学校における内部質保証とは、専門学校自らが教育の質を保証する仕組みのことである。職業実践専門課程を設置している学校では、教育内容等について自己評価を行い、更に学校関係者評価を実施して課題の解決に取り組み、教育の質の保証・向上を図るとともに教育情報を積極的に公開しなければならない。このようなPDCAサイクルによる内部質保証の仕組みが有効に機能しているか確認し評価する。

中項目	小項目
6-1 学校評価の実施と結果の公表	○自己評価の実施体制を整備し、自己評価を実施し、結果を公表しているか ○学校関係者評価の実施体制を整備し、学校関係者評価を実施し、結果を公表しているか

6-2 学校評価に基づく改善の取組	○学校評価の結果をフィードバックし、学校教育と学校運営の質の改善と向上のための取組を組織的かつ継続的に行っているか
6-3 教育情報の公開	○教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか
6-4 関係法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な学校運営	○法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか ○個人情報の保護のための対策をとっているか

IV 学校運営に関する評価項目

基準7 学校運営・財務

専門学校の教育目的を達成するためには、学校運営組織を整備し、意思決定の円滑化や業務の効率化などを工夫するとともに、運営方針、事業計画及び予算等を策定して学校運営及び教育活動を計画的に進めなければならない。また、教育活動を安定的かつ継続的に進めるためには財務基盤が安定していることが不可欠であり、適正な財務運営と監査の実施、財務情報の公開が求められる。このような学校運営及び財務運営の実施状況を確認し評価する。

中項目	小項目
7-1 運営方針・事業計画・予算	○運営方針・事業計画・予算を適正な手続きで決定しているか ○運営方針と事業計画を文書化し、教職員に周知・徹底しているか ○予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか
7-2 学校運営組織の整備	○学校運営組織を整備し、適正に運営しているか ○意思決定システムを整備し、適正に運用しているか ○人事、給与に関する制度を整備し、適正に運用しているか
7-3 財務運営	○学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか ○私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施し、理事会、評議員会に報告しているか ○財務情報を適切に公開しているか

V 任意の評価項目

地域貢献・社会貢献

専門学校は公共的な機関として、保有する施設・設備や教員等を活用して社会的な活動や地域貢献活動を積極的に行うよう期待されている。学校が自主的に行うこのような活動は、学生に対する教育的意義があり、学生のボランティア活動への参加を促す効果もある。このような社会貢献・地域貢献への取組の実績や学生のボランティア活動の状況を確認し評価する。

中項目	小項目
社会貢献・地域貢献	○学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
ボランティア活動	○学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか

国際交流

国際的な交流が社会全般に広がる時代にあって、専門学校への外国人留学生受け入れ、外国の学校への派遣も活発に行われるようになっている。専門学校として、在留手続きや在籍管理などに適切に対応し、留学生の学習支援や生活指導を行う体制を整備することが求められている。このような国際交流に関する取組状況を確認し評価する。

中項目	小項目
留学生の受入れ・派遣	○留学生の受入れ・派遣、在籍管理等において適正な手続きをとっているか ○留学生の学習・生活指導等において学内に適切な体制を整備しているか

(2) 評価結果の最終表現

① 段階評価の取扱い

11分野における評価結果の最終表現は、適否、可否の標語で適合、不適合を2段階評価する分野、また、良、可、不可といった標語で3段階評価する分野などがあった。

評価項目によっては必ずしも数量的に測ることができる評価項目ばかりではなく、評定段階が多い場合、判断基準の曖昧さ、説明の難しさなどから評価結果が不透明になる可能性があるとの連絡調整会議等の有識者委員の助言から、段階評価の取扱いは、2段階から3段階の評価が妥当となった。

② コメントの付記

第三者評価においては、改善への取組みを積極的に促すことも重要な役割であることから、評価の理由、改善を求める事項、特長として評価する点についてコメントを付すこととする。

③ 評価の単位

評価単位は、評価の段階、構成から中項目ごととする。

大項目ごとの評価、全体評価、分野特性に応じた項目の評価の取扱いは、今後の課題とする。

④ 評価の判定

評価は、評価委員全員の合意により判定することが原則である。判定する要素は評価単位である中項目を構成する小項目の取組状況であり、全く取り組まれていない場合は否、不適合となるが、着手しているが十分な成果が得られていない場合などは一定の基準を定めて適合、不適合を判定することになる。この取扱いは、今後の課題である。

(3) 評価のサイクル

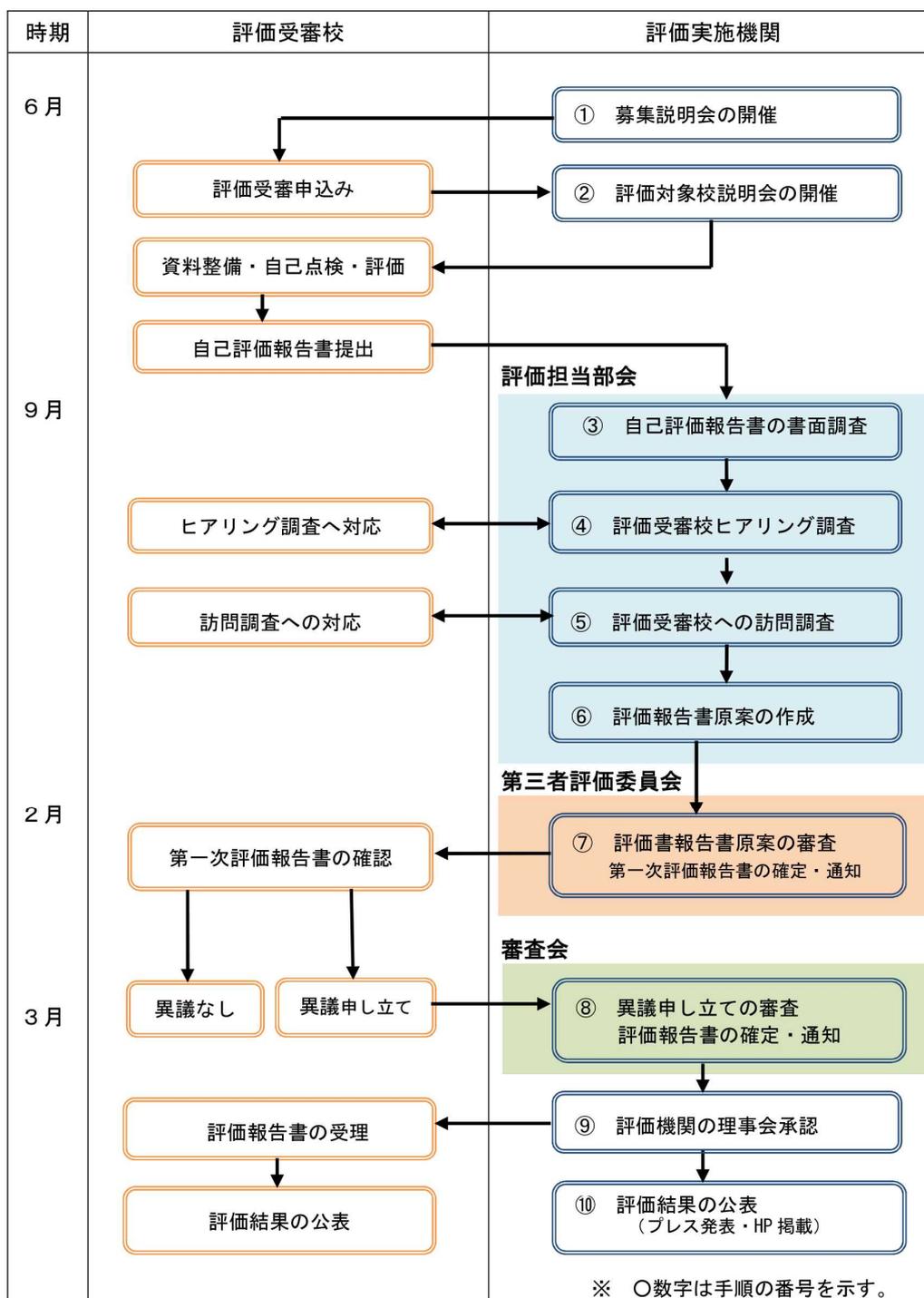
評価のサイクルに関しては、大学認証評価は7年、専門職大学院の分野別評価は5年、薬学部及び医学部の分野別評価はそれぞれ7年が評価のサイクルとして定められている。また自主的な取組として行われてきた評価研究機構による第三者評価は5年のサイクルを定めている。

職業実践専門課程においては、専門学校教育内容が関係する企業等からの要請に迅速に応えるため学科及び教育課程の編成内容の変化が速いことから、5年を基準とすることが妥当と考えられるが、評価体制の整備などの実施上の諸条件を勘案して決定する。

5 第三者評価の進め方

(1) 評価業務の手順

評価業務を進めるためには、以下の項目で掲げるような取組を行うことが求められる。下図は一つのモデルとして掲げるもので、時期は評価研究機構の例を参考に示したものである。また、分野によって手順が前後することも想定される。



以下に、評価実施機関における手順について、主な業務と留意点などを記述する。

① 募集説明会の開催

最初に当該年度の第三者評価事業の募集説明会を開催する。この説明会では、第三者評価の意義やメリットを十分に説明、周知し、積極的な受審を呼びかける。

募集説明会では、評価基準、評価方法、具体的な実施スケジュール、評価費用、相談受付窓口などを明確に説明する。

同時に、第三者評価を受けるための事務的負担についても説明し、受審校に予め心構えを持ってもらうことも肝要である。

② 評価対象校説明会の開催

第三者評価の受審を申し出た専門学校に対して第三者評価事業を円滑に進めることを目的に評価対象校説明会を開催する。

評価対象校説明会では、事前に受審を申し出た専門学校の学校評価の責任者・担当者等に評価システムや提出資料の作成方法、ヒアリングや訪問調査の留意点などを説明する。説明内容は具体的に実務的な説明を丁寧に行う必要があり、評価に必要なデータの記入様式等も示すことが必要である。

重要なことは自己評価報告書の記述方法である。学校の定めた評価基準で実施する毎年度の自己評価と異なり、第三者評価においては評価機関の定めた評価基準に基づき所定様式により自己評価報告書を作成することとなる。この段階で、評価基準項目の要求事項を説明し、記述すべき内容の理解とその記述を確認する添付資料との対応関係を明確にすることの必要性など、具体的な留意点を示しておく必要がある。

③ 自己評価報告書の書面調査

③から⑥までの業務は「評価担当部会」が実施する。まず、受審校から提出された自己評価報告書が評価基準項目ごとに基準を満たしているか点検・調査する。続いて、記述内容とそれを説明、確認する参照資料が提出されているかをチェックする。

記述内容に不明点や不足がある場合、また、提出された参照資料が不足している場合は、ヒアリング調査や訪問調査時に確認する内容を一覧表などに整理する。

④ 評価受審校ヒアリング調査

ヒアリング調査では自己評価報告書の記述内容の不明点、基準項目に照らして記述が不足している点、不十分である点を確認する。ヒアリング調査に際しては、日時を調整の上、調査を円滑に進めるため、また、調査漏れが生じないように調査の次第、ヒアリング内容、対応する教職員の確保を事前に学校あて通知をする必要がある。

⑤ 評価受審校への訪問調査

訪問調査では受審校の施設・設備の確認、個人情報等を含む参照資料を閲覧する。訪問

調査に際しては、調査の趣旨、確認する施設設備、閲覧が必要な参照資料、台帳等について事前に打ち合わせを行うことも必要である。

学校側の負担を軽減するため、実施可能な場合には訪問調査と④のヒアリング調査を同時に実施することもできる。

また、訪問調査時には学校経営の責任者と教育活動や学校運営の各担当者に対するインタビュー、在校生に対するインタビューを実施する。

なお、在校生へのインタビューは学校運営、教育活動等について多方面から評価するためには不可欠なメニューである。その際、原則として専門学校教職員等の同席は避けるべきである。

⑥ 評価報告書原案の作成

書面調査、ヒアリング調査、訪問調査の結果に基づき評価報告書の原案を作成する。評価報告書原案は、評価部会の審議、参照資料の確認結果、訪問調査の記録をもとに作成する。評価単位ごとに、優れた取組み、改善を求める事項、課題認識と解決の方向性などのコメント案を作成し、評価部会において総合的な見地から、適合、不適合などの標語による第一次の評定を決定する。

⑦ 評価報告者原案の審査

評価部会以外の構成員により組織した「第三者評価委員会」において評価報告書原案が妥当かどうかについて審議する。委員会には必要な場合は評価部会委員も出席し、評価結果についての根拠等を説明する。

評価結果及び評価報告書原案の記述が妥当であると決定することにより第1次評価報告書が確定し、受審校あてにこれを通知する。

この通知には、異議申し立ての期間、方法等を明記し、評価結果について異議申し立ての機会があることを必ず伝える。

⑧ 異議申し立ての審査

通知した評価結果（第1次評価報告）について受審校から異議申し立てが行われた場合は、審査会を組織し受審校から提出された自己評価報告書、参照資料、ヒアリング結果、訪問調査の内容について客観的な審査を行う。

審査会の委員は学校教育関係の有識者、法曹界関係者など、評価報告書の審査にふさわしく、かつ、受審校と評価機関双方に関係のない第三者を指名する。また、委員の数は3名程度で合議でない場合は奇数であることが望ましい。

⑨ 評価機関の理事会承認

審査会が決定した評価報告書は評価機関の機関による承認を得て、審査会の結果も付記し受審校に通知する。

⑩ 評価結果の公表

最終的に評価結果が確定すると、評価機関、受審校双方から「第三者評価結果報告書」として公表する。公表方法は各機関のホームページ、報道機関へ発表・資料提供、関係機関への結果の送付などとする。

(2) 評価委員の要件及び育成

① 評価委員の要件

2－(1)に掲げた文部科学省から示された方向性によれば、評価委員の構成は有識者、専門学校関係者（同一分野の学校の教職員等）、業界関係者等による5名程度としている。

評価委員は、評価基準項目の内容を理解し、評価判断ができる人材が求められる。それには学校法人、学校の運営等に知見を有する者、課程の専門分野に関連した業界関係者等、専門分野の教育課程、教育方法等に知見を有する者などが候補者として考えられる。

また、評価担当部会委員の選任に当たっては、設置している課程及び学校にふさわしく、専門性が偏らないバランスのとれた委員構成となることを考慮すべきである。

② 評価委員の育成

第三者評価を円滑に実施していくためには評価委員となる人材を継続的に育成していくことが不可欠である、その方法として第三者評価に関する研修を定期的実施する体制を整備する必要がある。研修内容についても、第三者評価の制度の趣旨、評価システムや評価基準等の理解を進めるとともに、評価業務の実例に即したトレーニングも積むことが望ましい。

また、評価委員となる者を安定的に確保するため、研修受講者の登録制度を創設することも今後の課題である。

(3) 評価の実施体制

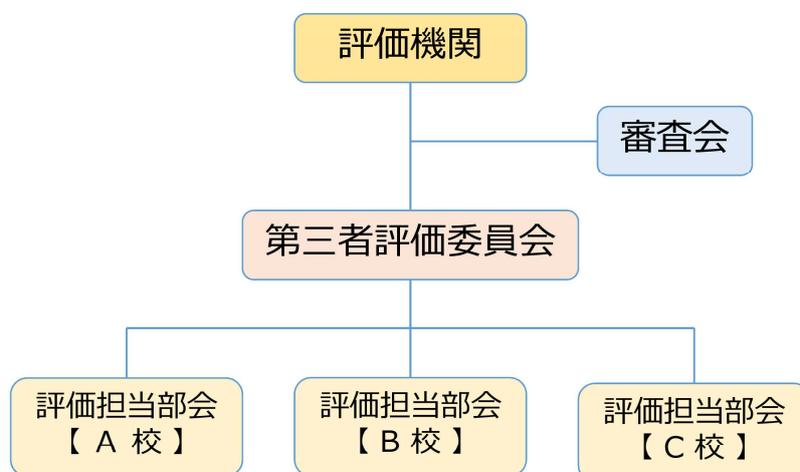
5－(1)に掲げた評価業務の手順のモデルは、評価受審校ごとに編成された「評価担当部会」が評価報告書原案を作成し、上位に位置する「第三者評価委員会」が第一次評価報告書を審査・確定し、受審校に通知している。この場合の「第三者評価委員会」の役割は、公平性や論理性などの観点から総合的に見直すことにある。

また、受審校から評価内容に対する不服申し立てがあった場合は、「審査会」で審査し、評価報告書を確定することとしている。

このような評価の実施体制モデルは次ページの図のとおりである。

なお、評価の実施体制については、例えば事務処理面や財政面など様々な運営上の課題等もあるので、評価の公正さを確保しつつ取組方法を工夫する必要がある。

【評価実施体制モデル】



※ 評価担当部会は評価を受ける学校ごとに設置する。

(4) 評価結果の公表

① 結果公表が原則

第三者評価の意義が職業実践専門課程の教育の質を保証し、社会的評価を得るための先進的な取組みであることから評価結果の公表は当然であるといえる。

② 公表範囲及び公表方法の課題

評価結果は、「受審校が公表する」、「評価機関が公表する」、「双方で公表する」など複数のパターンがあるが、社会的な信頼性の確保という点からは双方が公表することが必要である。公表する方法には学校ホームページ上での公開、評価結果の冊子の閲覧等があるが、学校及び評価機関のホームページに同時に公開し、広く社会に公表することが望まれる。

また、第三者評価結果だけでなく、第三者評価を行った受審校の自己評価報告書も公表することで、学校の具体的な取組み、教育等活動の特徴が明確になり、評価結果、改善点について、わかりやすく説明することができ、受審校に対する理解が深まり、第三者評価の意義がより明確に社会へ発信することができることから両方の結果公表を志向すべきである。

その際には、学校が既に公表している自己評価報告書と、第三者評価機関が定めた自己評価報告書について、評価項目・評価基準等が異なることが想定されるため、公表の際には評価結果だけでなくそれぞれの評価の目的等十分な説明が必要である。

6 評価組織のあり方

(1) 評価組織設置の必要性

① 評価組織設置の動向

専門学校関係の評価組織としては、現在、次の3団体が活動中である。

- ・ 特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構
- ・ 一般社団法人リハビリテーション教育評価機構
- ・ 一般社団法人専門職高等教育質保証機構

このほかに、設立を検討中のコンソーシアムが平成28年11月現在で4団体ある。

② 求められる評価組織の設立

第三者評価を行う評価組織のあり方については、評価基準の構造やシステム運営の観点から、機関運営に関する評価と分野の特性に着目した評価を一体的に行うことが求められている。

このような評価を実践するためには、当該分野の関連する業界と連携をとり、分野の教育活動の実効性や学修成果等についての的確に評価を行う必要がある。また、今後の第三者評価の普及に対応するためには、一定数の評価組織の存在が必要となることから、各分野において評価組織の設立が求められている。

(2) 評価組織運営の課題

① 評価組織の構成団体

評価組織の運営には、当該分野の評価を円滑に進められるような団体が参加することが望ましい。このため、同一分野の学校関係団体、関連業界、関連学会、目指す資格として国家資格がある場合にはその関連団体などが参加・協力して設置を進める動きがある。

しかし、比較的新しい分野では業界が未成熟で、独立した評価組織を設置することが困難なケースも見受けられる。

② 学校運営に関する評価の取扱い

学校運営等の機関に関する評価項目は、概ね分野共通であることから、評価を実施する際にはできるだけ均質の評価を行えるような体制が必要である。

しかし、分野ごとに評価組織を設置すると分野に関連する評価項目に比重が傾き、学校運営等に関する項目が十分に評価できないおそれも想定される。これをバランスよく評価するには、学校運営等の評価に習熟した評価委員の参加が必要となる。

③ 評価組織のイメージ

このような課題を解決するためには、十分な時間が必要となるが、第三者評価の速やかな普及を図ることが求められている現在、その対策として、次に掲げる図のような取組が有効であると考えられる。

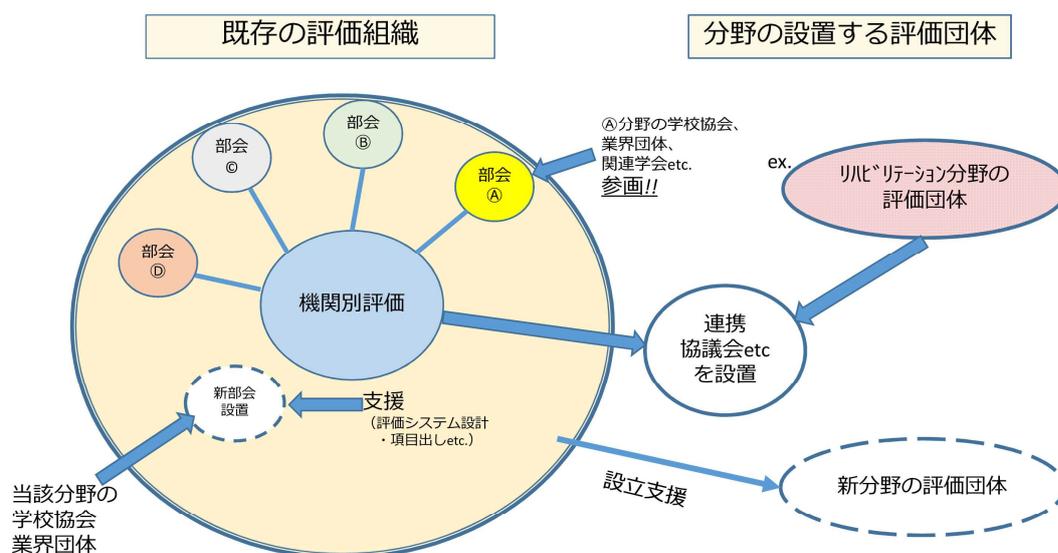
この図では、既存の評価組織がこれまで培ってきた専門学校評価のノウハウを生かして、三つのケースの取組のあり方を示している。

【ケース1】 分野で設立した評価団体が既に存在している場合に、連絡協議会を設置し、学校運営等に関する評価方法などをサポートしながらその団体における評価活動を進めてもらう取組である。

【ケース2】 分野で評価団体を設立していない場合に、既存の評価組織の中に分野別の部会を設置し、分野関係者と既存の評価組織の委員が一体となって評価活動を行う取組である。

【ケース3】 新分野については、【ケース2】と同様に評価を行う部会を既存の評価組織内に設ける場合で、外部に設立するための支援を行う取組である。

評価組織の取組イメージ



④ 評価組織の公正性の確保

評価組織に求められるのは公正な第三者評価を実施し、その結果を広く公表することである。しかし、その前提として評価を行う評価組織自体の公正性が問われる。大学等の評価機関は国の認証を受けて第三者評価を実施しているので、その問題は生じないが、第三者評価が法制化されていない専門学校の場合、国の認証のような制度保証の仕組みはない。

任意に設置された評価機関が行った評価結果に対して社会的信頼を得るためには、真に公正性を疑われることのない、厳正な評価と積極的な情報公開の実績を積むことが求められていると言える。

7 質保証の定着に向けて（まとめ）

（1）求められる質保証・向上

本書の巻頭言で述べた専門学校職業実践専門課程の教育が社会的評価を受けるようになるには、いま何をなすべきか。まずは職業実践専門課程で行われている優れた職業教育の取組内容を幅広く情報提供し、これを客観的に証拠立てるものとして第三者評価による検証を進めることである。さらに、その内容を広く社会全般に可視化するための広報上の工夫も重要である。

社会に広く周知することによって、教育の質について社会から一定の理解が得られるようになれば、それは直ちに専門学校教育に跳ね返ってくる。その反応に動機づけられて、さらに教育の質の向上を図るようになる、そのような良い循環を生み出すような取組として、職業実践専門課程に第三者評価制度を自主的に進んで導入する必要がある。

（2）公的助成の必要性

職業実践専門課程の教育の質等をより高めるための仕組みとしての第三者評価の重要性は、これまで述べてきたとおりであるが、それぞれの学校が第三者評価に進んで取組むには、なお多くの越えるべきハードルがある。その中で、とりわけ大きな要素として、第三者評価を受けようとする専門学校の要員体制と財務の問題がある。大学等と比べて組織規模が小さい中で、第三者評価を受けるためには大きなエネルギー負担がある。また、第三者評価を受けるための審査料をはじめとする種々の費用負担も容易ではないという現実がある。

職業実践専門課程における職業教育の充実を図りつつ、その教育の成果について5年ごとに第三者評価による検証を行い改善を進めていくためには、安定的な学校経営を継続させるための何らかの公的助成が必要である。

平成28年度現在、全国専修学校各種学校総連合会が調査した統計では、専門学校に対して経常費助成などの公的助成措置を行っている府県が33団体となっている。また、東京都では、自己評価実施校に一律20万円を補助する制度や第三者評価受審校に審査料の1/2相当額を補助するという学校評価促進を目的とした補助制度もある。

助成措置のあり方としては、学校運営のための経常的経費に対する一定割合の補助を基本とし、学校評価への取組実績などに応じて追加補助を行うような方式が望ましい。

公的助成を実現するためには、広範な社会的支持が前提となる。そのために専門学校として一層の努力が必要であることは言うまでもない。

このような助成措置が拡大していくことによって、専門学校における自己評価、学校関係者評価から第三者評価への取組が普及していくことを期待したい。

(3) 社会的信頼の定着

① 今後の取組

専門学校での職業実践専門課程の担う職業教育は、関連分野の業界の要請に的確に対応するという基本的姿勢を貫く限り、社会の変化や分野の特性によって様々に変容することから、その教育の内容を客観的に証明するために第三者評価を推進することが重要である。本書は、こうした多様な取組の指針となることを目指して作成した。

本書では、職業実践専門課程に適用する第三者評価について、基本的な考え方と具体的なモデルを説明した。モデル設計にあたっては、現在、11のコンソーシアムにおいて取組んでいる各々の分野の第三者評価システムの構造を俯瞰し、共通項といえるものを捉え、大括りの仕組みを示している。これは建物で言えば基本設計に当たり、施工のための詳細設計はこれからである。具体的に第三者評価業務を実施するには、種々の規程類や文書様式などを定め、学校評価の責任者等のためのマニュアルや研修プログラムの整備を図る必要がある。それらの「ひな形」を各分野に示すための詳細設計は、来年度に取り組む予定である。

② 第三者評価制度の普及を目指して

職業実践専門課程の行う職業教育に広範な社会的信頼を得るためには、第三者評価の普及と併せて、積極的な学校情報の開示が求められる。より多くより強く情報発信するための仕組みづくりをさらに進める必要がある。

今後、体制の整った分野から第三者評価が本格的に実施され、その結果が公表される予定である。また、11分野以外の分野においても、システム化の取組が始まるものと予想される。そのような動きの中で、まずは何よりも、進んで第三者評価を受ける姿勢を示すことが肝要であり、それが社会に訴える力となる。

また一方で、第三者評価を受けた職業実践専門課程は、その教育の質の保証が担保されているという社会的認識を浸透させるよう努めることも重要である。

そのために、既設又は新設の各評価機関が第三者評価システムをよりわかりやすく、正確性、公平性、客観性等を保持していくように努めることはもとより、文部科学省ホームページで第三者評価受審校のリストを掲載し紹介するなど、行政サイドからの積極的な支援も受けながら、より効果的な普及活動を続けていく必要がある。

平成 29 年 3 月発行（禁無断掲載）

文部科学省受託事業
「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進
職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価に関する調査研究
及び仕組みの基本設計

職業実践専門課程における 分野横断的な第三者評価の仕組み

～教育の質保証・向上への提案～

発行 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6 階
電話 03-3373-2914 FAX 03-3378-962
E-mail: info@hyouka.or.jp URL: <http://hyouka.or.jp>

特定非営利活動法人
私立専門学校等評価研究機構